

7月〇〇地域振興会議資料

平成27年7月〇〇日

地域振興監地域振興課

鳥取市地域おこし協力隊の着任について

鳥取市南部エリア（河原町、用瀬町、佐治町）と智頭町が連携し、県の支援を得ながら取り組んでいる「山の資源を活用したエコツーリズムの促進」を担当する地域おこし協力隊が着任しました。

1 氏名

まえ だ やすし
前 田 泰 隊員（神奈川県より）

2 任用期間

平成27年6月1日～平成28年3月31日
（平成30年3月31日まで更新可能）

3 活動内容

地域おこし協力隊員は、鳥取市南商工会及び河原町・用瀬町・佐治町総合支所と連携し、主に次の活動を行います。

〔主な活動〕

- 関係組織等の連携体制の構築
- モニターツアーの実施
- 体験メニューパンフレットの作成及び旅行会社等への売込み
- SNSによる情報発信 等

7月〇〇地域振興会議資料

平成27年7月〇〇日

地域振興監地域振興課

鳥取市地域おこし協力隊の着任について

鳥取市東部エリア（国府町、福部町）と岩美町が連携し、県の支援を得ながら取り組んでいる「自転車を活用した周遊観光の促進」を担当する地域おこし協力隊が着任しました。

1 氏名

松 本 拓 也 隊員（大阪府より）

2 任用期間

平成27年5月15日～平成28年3月31日

（平成30年3月31日まで更新可能）

3 活動内容

地域おこし協力隊員は、先月設立された県東部の自転車愛好家組織「とっとりサイクルツーリズムの会」、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会及び国府町・福部町総合支所と連携し、主に次の活動を行います。

〔主な活動〕

- コースマップの作成
- 協力店の開拓（協力店表示、駐輪スペース確保、トイレ利用等おもてなし）
- サイクリングの企画・開催
- SNSによる情報発信 等

【特集】

平成30年4月 鳥取市は『中核市』に

中核市は、政令指定都市に次ぐ権限が認められた都市制度です。中核市になると、これまで真ん中だった保健所をはじめとするさまざまな分野の業務を担うことができるところになります。これにより、市民のニーズをより一層細やかに区別することになり、今まで以上にサービスが向上します。また、中核市は、近隣の自治体と協力することによって、圏域全体の発展に取り組むための拠点と位置づけられます。中核市への移行は、市民サービスのさらなる向上と、山陰東部圏域のさらなる発展を促すものです。

【都市制度】

大	事務権限	小
政令指定都市 (人口50万人以上) 大田市、神戸市、岡山市、広島市など全国で20市	中核市 (人口20万人以上*) 鳥取市、島根市、高松市など全国で45市 (平成27年4月現在)	特別市* 堺市の堺市など全国で38市 (平成27年3月末で廃止)
	一般市 全国で688市	

*平成27年4月からは、中核市と特別市の制度が統合され、中核市の人口要件が120万人以上1に緩和されました。

より良いサービスを提供

中核市になると、保健所の業務など、保健衛生や福祉、環境、都市計画、教育などの分野において、都道府県で行っている業務の多くを取り扱えるようになります。市民に身近な市民役所(保健自治体)がより多くの事務を担当することで、各種の手続きの簡素化やスピードアップ、きめ細かな相談ができるようになるなど、サービスがレベルアップします。

山陰東部圏域全体の発展に向けて

中核市は、「連携中核都市」として、近隣の自治体とともに圏域の発展の中心的役割を果たすことが期待されています。医療・福祉・雇用・教育など市民生活に重要な分野の課題

は、本市だけでなく近隣の自治体とも密接な関わりがあります。本市が中核市としての役割を果たし、これらの課題に近隣の自治体とともに取り組んでいくことで、東部圏域全体のさらなる発展につなげていくことをめざしています。

中核市移行は

山陰東部圏域発展の礎



人口が減少していくという状況を前にして、自治体が財政を維持し、市民のみならず必要とするサービスを継続させていくためには、これまで以上の努力が必要です。中核市に移行することで、市民の身近な市民役所であるからこそ充実したサービスを提供することができ、駅周辺を整備して健康・子育て支援の拠点を整備することにより、生涯を通じ

たライフステージに合わせたサービスをインストールで提供できるようになります。このようなサービスの充実が、中核市へ移行する大きなメリットです。さらに、中核市移行の先には、山陰東部圏域全体の発展に向けて鳥取中核都市圏の形成を機軸に、取り組みを進めていきます。中核市への移行は、鳥取市が今後さらに発展・発展していくための基礎になるものです。鳥取市の発展のため、市民のみならず、しっかりと取り組んでまいります。

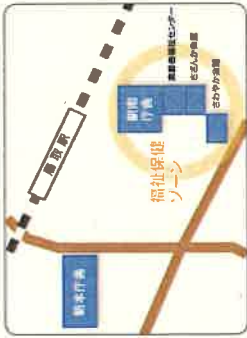
新たな保健所は市が設置・運営

中核市になると市は独自に保健所を設置する必要があります。保健所の業務については、スムーズな移行をめざして順々の調整を進めています。

また、新たな保健所は、現在、県の保健所が行っている地域の保健医療・精神保健・感染症予防・環境衛生の業務を引き継ぐとともに、これまで市の保健センターが担ってきた健康づくりや母子保健、さらに発達支援、虐待防止などの子育て支援に関する一連の業務との連携を図っていくこととしています。

健康・子育て支援の拠点に

本市は、「誰もが健康に暮らすことができ、安心して子育てできる環境づくり」を優先すべき施策の一つとして位置づけています。また、健康づくりや子育て支援サービスの充実については、これまでも市政の大きな柱として取り組んできました。このことを踏まえ、鳥取市保健所設置基本構想(案)では、新たな保健所の整備に合わせて、駅南庁舎を健康・子育て支援の拠点とするとしています。



としてサービスの提供を行っています。この一帯には、他にも保健所に関する機関が立地しており、これらの相乗効果が期待されます。また、必要となる施設の規模、利用者の公共交通の利便性や駐車場の確保、さらに、既存施設の活用観点から、駅南庁舎を活用して整備することとしています。

立地メリットを活かして 駅南庁舎を活用

現在、本市では、さきんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館などを福祉保健ゾーン

保健所設置検討委員会が 倉敷市保健所を視察

保健所の関係団体の代表や有識者で構成される保健所設置検討委員会では、現在市民のみならず、皆さんの健康増進と市民サービスの向上に向けた保健所の在り方について検討しています。5月25日、委員会では、中核市で先進的な取り組みをしている倉敷市保健所を視察しました。

本市は、駅南庁舎に新たな保健所、保健センター、子育て支援機能を集約し、業務の連携強化を図り、保健医療、環境衛生、子育てなどの総合支援の拠点として



視察待合フロアは
広いスペースを確保

整備することとしています。倉敷市保健所の施設では、保健センター業務も行っており、その際に子どもからお年寄りまですべての市民が健康で生きがいのある生活をおくための支援施設「くらしき健康福祉プラザ」を有することで、周辺一帯が市民に身近なエリアとなっています。

このたびの視察を参考に、駅南庁舎の整備にあたって保健所に必要な建築、あわせて整備すべき市民サービス機能について、今後検討していくことにしています。



保健センターはワンストップ
の手続きを重視

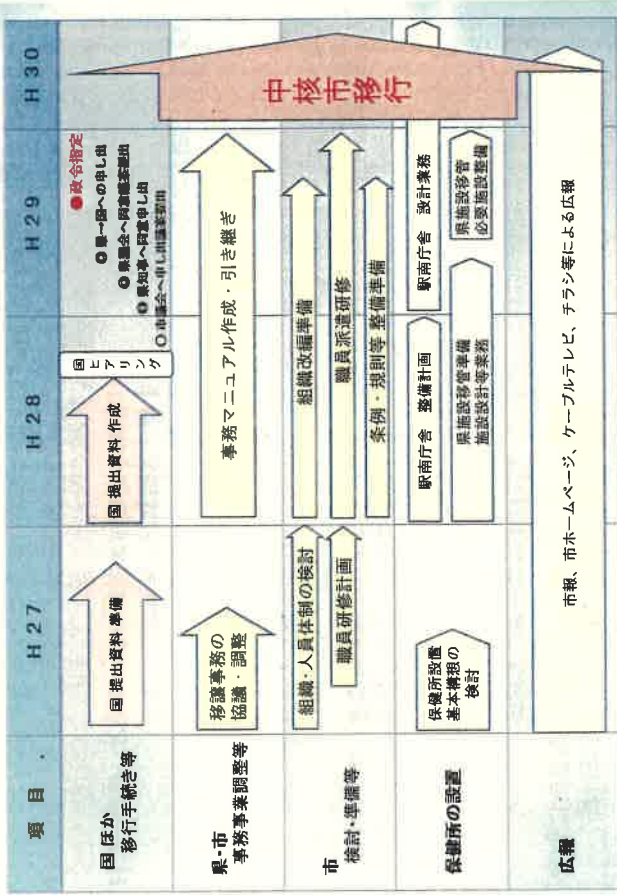
【中核市の移行に関すること】

問い合わせ先 本庁舎中核市推進課
☎0857-20-3125 図0857-20-3040

【保健所設置に関すること】

問い合わせ先 さきんか会館保健所準備室
☎0857-20-3914 図0857-20-3915

中核市移行のための準備・手続きスケジュール(案)



中核市移行

中核市への移行 Q & A

Q1 中核市へ移行したら、市民・事業者の税金が上がりますか？

A 中核市への移行により、税金が上がることはありません。
「事業所税」は、人口30万人以上の市のうち政令で指定する市が行うものとされており(地方税法)、中核市への移行とは関係がありません。

Q2 中核市へ移行して、市の財政負担が増えますか？

A 中核市になると、国から交付される地方交付税が増額されるほか、県から市へ権限移譲交付金が支給されます。
これらの歳入により、中核市としての市民サービスへの維持・向上を図ります。

Q3 移行時の引き継ぎや、専門的な職員の確保など、心配ないですか？

A 中核市移行までに、各分野でしっかりと引き継ぎを行うだけでなく、県・市の間で職員派遣研修を行うなどして、円滑に業務移行ができるよう準備を進めます。

【問い合わせ先】

中核市移行に関すること → 中核市推進監 TEL (0857) 20-3125
保健所の設置に関すること → 保健所準備室 TEL (0857) 20-3914

前進！「中核市」へ

平成30年4月1日の中核市移行を目指します

- 鳥取市は、県都として、山陰東部圏域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきました。
- 平成17年10月には、政令市、中核市に次ぐ「特例市」となっており多くの権限を受け、市民に身近なサービスの充実を図るとともに、自己決定権の拡大による自立的な都市経営の推進に努めてきました。
- しかし、平成27年4月に特例市制度は廃止されました。一方、中核市の要件は人口20万人以上に緩和され、鳥取市は中核市への移行が可能となりました。
- 全国では人口減少や地域の衰退が問題となり、持続的な行政サービスの提供が課題となる中、地方の都市では、その存在をかけた、地方創生の取り組みが始まっています。
- 国は中核市を中心とする地方圏域を「連携中核都市」圏域として、地方が踏みとどまるための拠点と位置付け、支援を強化することとしています。

中核市への移行は、本市にとつて、市民サービスの向上とともに、将来に向かって、本市と山陰東部圏域の発展の基礎となるものです。

中核市とは

都市の人口規模によって定められた都市制度の1つ

- 政令指定都市に次ぐ権限
- 住民に身近なサービスは身近な市で
- 人口20万人未満の特例市は平成32年3月末までであれば中核市へ移行できる

政令指定都市

50万人以上

中核市

30万人以上

【改正後】20万人以上

特例市

20万人以上

【廃止】1997/4/1

一般の市

人口規模

調整基準

布袋工業団地及び河原インター山手工業団地の 騒音規制区域の範囲拡大について

鳥取市生活環境課

鳥取市では、河原町内にあります工業団地の中の、「布袋工業団地」及び「河原インター山手工業団地」について、企業誘致等に関連する取り組みとして、既存の騒音規制地域の範囲拡大を予定しています。

1 騒音の規制地域と規制基準について

鳥取市では、住民の生活環境を保全するため、工場や事業場等から発生する騒音について法律に基づく規制地域と規制基準を定めています。規制の対象となる地域は都市計画に基づく用途指定地域であり、土地の利用状況に応じて規制基準を設定しています。

現在河原町内においては、工業地域に指定されている規制区域につき、規制基準を適用しています。それ以外の地域については、都市計画の用途指定がないため、騒音の規制地域には含まれていません。ただし、深夜の騒音については、県の条例により、全県下が規制の対象となっています。

※現在の規制状況

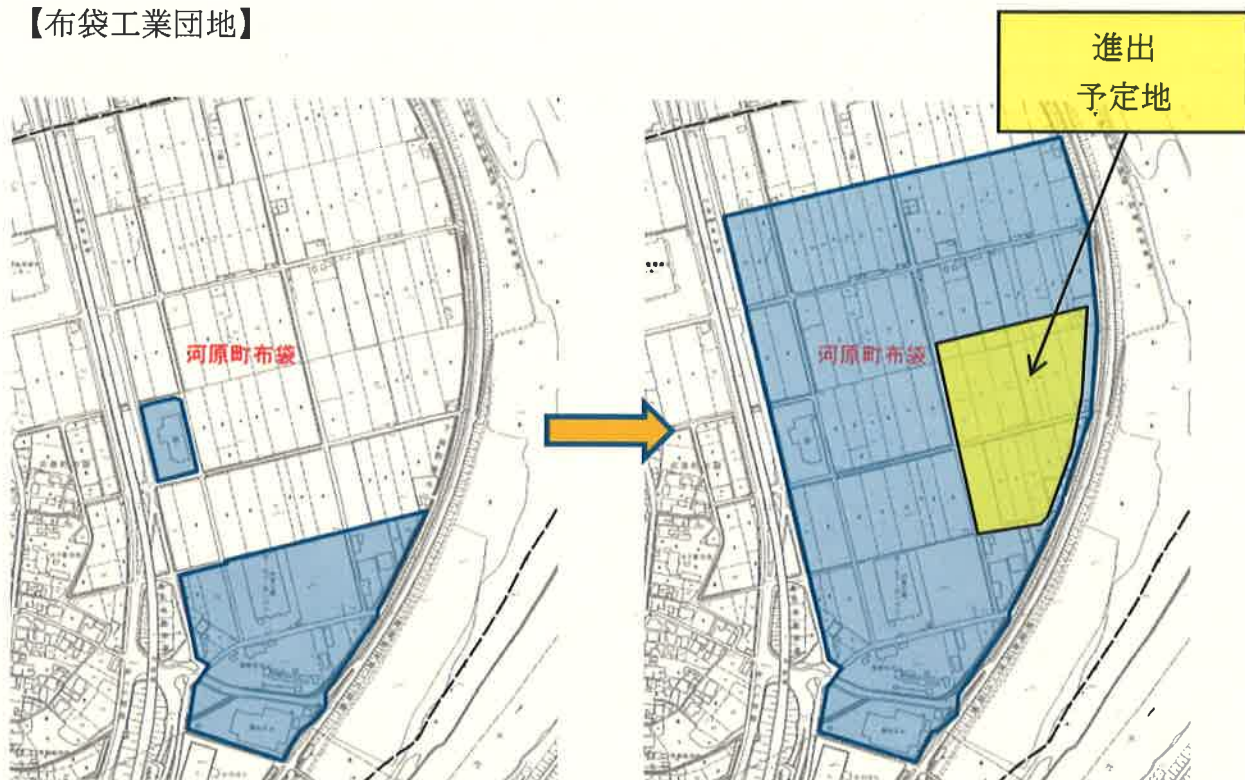
河原町内の工業地域	河原町内のそれ以外の地域
騒音規制法と鳥取県公害防止条例で規制されている。	鳥取県公害防止条例に基づく深夜騒音についてのみ規制されている。

2 工業団地の規制地域の範囲拡大を行う理由と目的

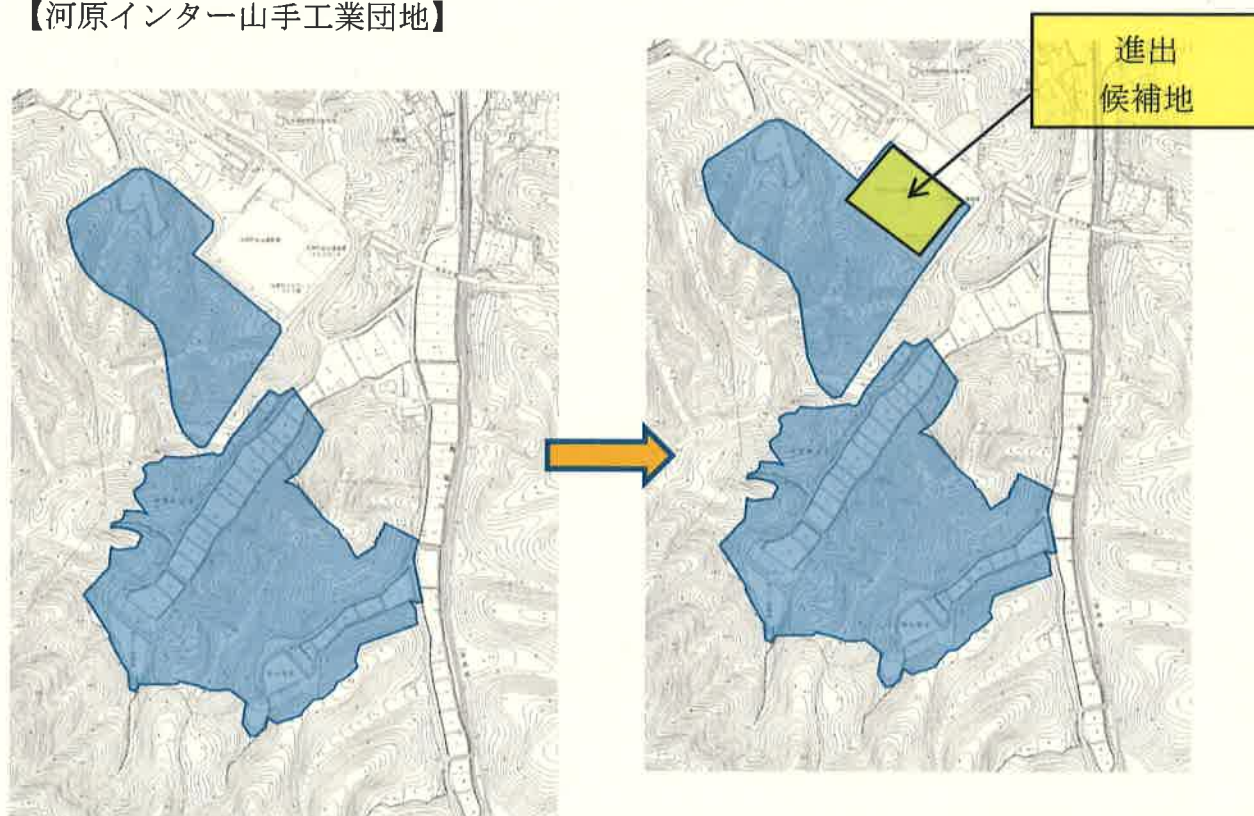
このたびの企業誘致等により、拡張される工業団地の範囲に関して、新たに騒音規制地域に含める必要があると考えます。その理由は、地域の実情に見合った規制を取り入れることで、地域住民と企業との共存を図るためであり、地域のより一層の発展を目指すことを目的としています。

3 範囲を拡大する規制地域の区域図

【布袋工業団地】



【河原インター山手工業団地】



4 規制区域の範囲拡大により適用される規制の比較（値の推移など）

（単位：デシベル）

	昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
規制適用前 （規制区域外）	なし	なし	45
規制適用後 （規制区域） →第 4 種区域	70	70	65

規制適用前（規制区域外）	規制適用後（規制区域→第 4 種区域）
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）以外については規制がない。 ・夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）の時間帯について一番厳しい規制基準が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の規制が 24 時間適用となる。 ・立地する工場は騒音規制法に基づく届出等が必要となる。 ・夜間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）の規制基準が緩和されることになる。

新会社の鳥取市進出計画の概要

- 新会社名 : (仮称) マルサンアイ鳥取株式会社
 (平成28年1月設立予定)
 事業内容 : 豆乳、飲料及びその他食品の開発、
 製造、販売
 進出予定地 : 鳥取市河原町布袋
 (布袋工業団地拡張予定エリア)
 操業開始 : 平成29年10月 工場稼働
 投資額 : 約60億円
 工場建設スケジュール : 平成28年5月着工
 雇用計画 : 約100名



- 新会社名 : 株式会社イナテック
 事業内容 : 試作開発事業、切削工具研究開発等
 進出予定地 : 河原インター山手工業団地 グランド部分 (面積 : 約 17,000 m²)
 操業開始 : 平成28年度前半
 投資額 : 約30億円 (平成32年までの見込み)
 工場建設スケジュール : 5月~7月設計・建築確認 8月建設着手 来年度前半完成
 雇用計画 : 約100名 (平成32年までの見込み)
 ※採用後は本社で研修後鳥取工場へ配置



騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）に基づく工場・事業場騒音の規制

1 規制対象

指定地域内に政令で定められた特定施設を設置する工場・事業場

2 規制区域及び規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時
地域の区分			
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	65	50
第4種区域	70	70	65

3 都市計画法の用途地域と騒音規制法に基づく騒音規制区域との関係

都市計画法	騒音規制法
用途地域の区分	規制区域の区分 (特定工場等)
第1種低層住居専用地域	第1種区域
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	第2種区域
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	第3種区域
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	第4種区域
工業専用地域	指定地域から除外

鳥取県公害防止条例（昭和46年10月12日鳥取県条例第35号）の
騒音に関する規制

1 工場・事業場騒音の規制

① 規制の対象

規制区域内にクーリングタワー（冷却塔）を設置する工場・事業場

② 規制区域及び規制基準

騒音規制法に準じて規制している。

2 深夜騒音の規制

① 規制の対象

県内の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜(22:00～翌朝6:00)の騒音

② 規制区域及び規制基準

(単位：デシベル)

区域の区分	基準値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める場合	50
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める場合	65
3 1及び2に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）	45

※騒音の目安（出典「全国環境研協議会」）

90dB	・パチンコ店内
80dB	・ゲームセンター店内
70dB	・航空機内 ・せみの声 ・幹線道路周辺（昼間） ・在来鉄道の車内
60dB	・バスの車内 ・新幹線の車内 ・一般道路周辺（夜間） ・ファミリーレストランの店内
50dB	・郵便局の窓口周辺 ・博物館の館内 ・役場の窓口周辺 ・海辺 ・書店の店内
40dB	・霊園（昼間） ・町の戸建住宅地（昼間） ・図書館の館内
30dB	・山村の田畑 ・山間の戸建住宅地（昼間） ・町の戸建住宅地（夜間）
	・山間の戸建住宅地（夜間）

地域振興会議資料

平成27年7月 日

財産経営課

総合支所整備（耐震化）の進捗状況について

旧耐震基準時期に建築された5総合支所庁舎（福部、河原、用瀬、佐治、気高）の耐震診断結果はいずれも耐震基準（ $1s$ 値0.6）を下回っており、「新市域振興ビジョン」において、耐震改修等が必要な総合支所庁舎は、その位置等も考慮しながら計画的に整備することと示されました。

整備を進めるに当たり4つの視点として、①防災機能を向上すること、②市民が使いやすい環境づくりを進めること、③整備方法を比較検討すること、④支所間バランスを量りつつ進めることを掲げ、現在、耐震化等整備に向け取り組んでいます。

各地域振興会議のご意見をいただき、比較検討の対象となる既存施設の検討候補に関し各支所とも方向性がまとまりましたのでその状況を報告します。

1 経過・スケジュール概要

(1) 経過

平成27年2月 地域審議会会長会、各地域審議会にて総合支所整備について説明

3月 総務企画委員会にて総合支所整備について説明
全議員に資料提供

4月 地域振興会議にて総合支所整備について説明

5月 支所だよりに取り組みを掲載

地域振興会議にて既存建物の活用について協議

6月 総務企画委員会にて経過報告

(2) 予定

7月 各地域振興会議にて全総合支所の状況を報告

6～12月 検討対象施設調査・結果受け取り

28年 1月以降 調査結果を基に支所ごとに整備方針を検討

2 今後の支所別の調査検討について

検討施設に対し、耐震安全性（構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）を目標とした整備概算経費等に関する調査を行います。

本調査結果を基に、来年1月以降、支所ごとに具体的な整備に向けた検討を行う予定としています。

支所別調査概要は、裏面の別表のとおりです。

【別表】

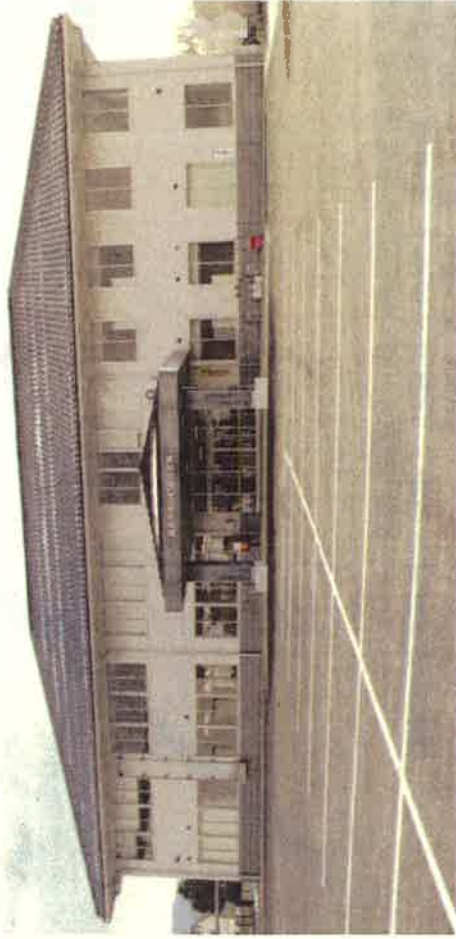
総合支所名	主な調査内容等
国府町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎（新耐震）の耐震安全性目標に向けた整備調査 ＊現庁舎は東健康福祉センターが複合利用中
福部町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査 ・増築部分（新耐震）を中央公民館として複合化活用を調査検討 ※増築部分（H12 築、S造1階、690㎡） ＊増築部の一部を郵便局（約57㎡）が利用中
河原町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・第2庁舎（新耐震）の活用と耐震安全性目標に向けた整備調査 ※第2庁舎（H2築、RC造3階、1,363㎡）
用瀬町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査 ・既存建物（新耐震）の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査 ※いきいき交流センター（H11 築、S造3階、1,018㎡） ※用瀬地区保健センター（H15 築、S造1階、2,799㎡）
佐治町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査 ・既存建物（新耐震）の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査 ※佐治町中央公民館（S59 築、RC造3階、1,548㎡）
気高町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査 ・既存建物（新耐震）の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査 ※気高地区保健センター（H15 築、SRC造1階、2,250㎡）
鹿野町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎（新耐震）の耐震安全性目標に向けた整備調査 ・既存建物（新耐震）の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査 ※鹿野地区保健センター（H2 築、RC造1階、802㎡）
青谷町総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎（新耐震）の耐震安全性目標に向けた整備調査 ＊中央公民館と県埋蔵文化財センターとが複合利用中

国府町総合支所
配置図



- ・現庁舎(新耐震)の耐震安全性目標に向けた整備調査
- * 現庁舎は東健康福祉センターが複合利用中

本庁舎



青谷町総合支所
配置図



- ・現庁舎(新耐震)の耐震安全性目標に向けた整備調査
- * 中央公民館と県埋蔵文化財センターが複合利用中

本庁舎



福部町総合支所
配置図



本庁舎

- ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査
- ・増築部分(新耐震)を中央公民館として複合化活用を調査検討
- ※増築部分(H12築、S造1階、690㎡)
- *増築部の一部を郵便局(約57㎡)が利用中



H12増築部



河原町総合支所
配置図



本庁舎



- ・第2庁舎(新耐震)の活用と耐震安全性目標に向けた整備調査
- ※第2庁舎(H2築、RC造3階、1,363㎡)

第2庁舎(H2増築)



用瀬町総合支所
配置図



用瀬地区保健センター



- ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査
- ・既存建物(新耐震)の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査
- ※いきいき交流センター(H11築、S造3階、1,018㎡)
- ※用瀬地区保健センター(H15築、S造1階、2,799㎡)

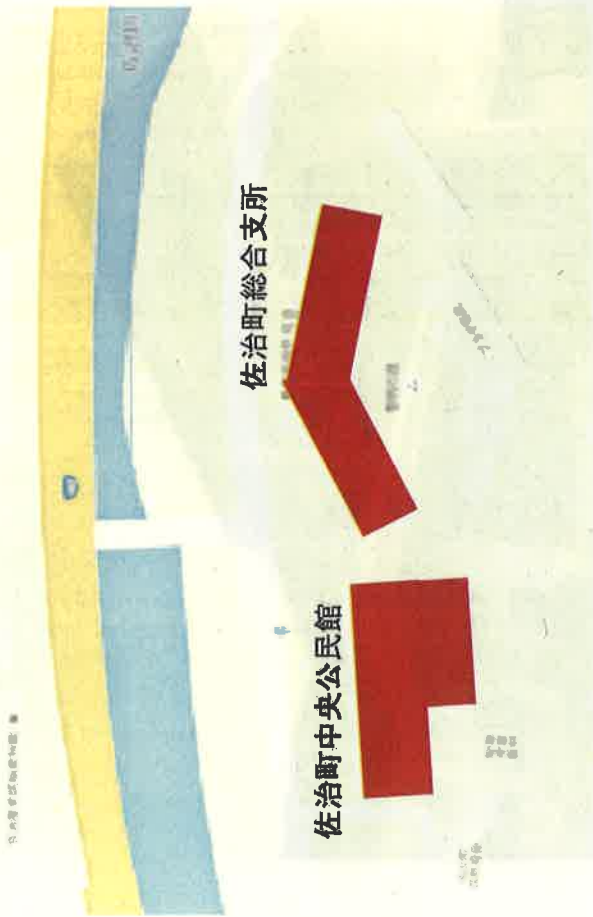
本庁舎



いきいき交流センター



佐治町総合支所 配置図



本庁舎



- ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査
- ・既存建物(新耐震)の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査
- ※佐治町中央公民館(S59築、RC造3階、1,548㎡)

佐治町中央公民館



気高町総合支所
配置図



本庁舎



気高地区保健センター(ゆうゆう健康館けたか)



- ・現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査
 - ・既存建物(新耐震)の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査
- ※気高地区保健センター(H15築、SRC造1階、2,250㎡)



鹿野町総合支所
配置図

本庁舎

鹿野地区保健センター

鹿野町総合支所



- 現庁舎の耐震安全性目標に向けた整備調査
 - 既存建物(新耐震)の活用検討と耐震安全性目標に向けた整備調査
- ※鹿野地区保健センター(H2築、RC造1階、802㎡)



鹿野地区保健センター



マイナンバー制度が始まります。

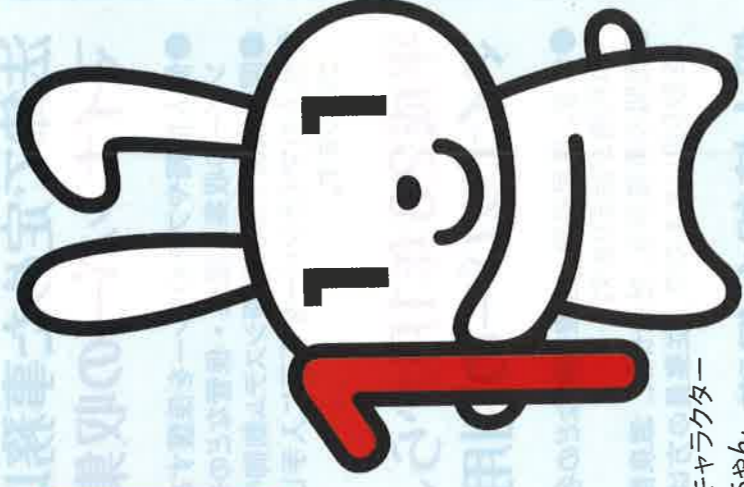


平成27年10月 から、みなさんに
マイナンバーが通知されます。

マイナンバーって何？

- ・マイナンバーは、新しく全ての国民に付番される「一人にひとつだけの固有の番号」です。
- ・原則、生涯変わることがありません。
- ・国や都道府県、市区町村など行政機関の窓口で申請手続き等に必要になります。
- ・各関係機関が保有している個人情報とマイナンバーを結び付けて、本人の特定と個人情報のやりとり（連携）に利用されます。
- ・勤務先でも、税手続き事務などでマイナンバーの提示が必要です。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバーの 目的って？

行政事務等を行う機関では、それぞれの業務で保有する対象者に関する情報などを、別々の業務番号やIDで管理していますが、その番号やIDでは、それらの事務の同一人の情報同士を結び付けることはできませんでした。このため同一人であることを氏名や住所、生年月日などの基本情報で特定するため、事務処理に時間や作業の無駄が生じ、正確な情報把握ができにくい環境となっています。

マイナンバーを導入することで、複数の機関や事務で共通番号によって同一人が容易に特定でき、これを結び付けて連携することで、国民の利便や行政事務効率の向上、適正な負担と給付を図ることを目的としています。

マイナンバーで何が変わるの？…〔3つのメリット〕

1 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる

国の行政機関・地方公共団体などで、申請手続き等における様々な資料や情報の照合・入力、申請者の確認などに要している時間や労力が削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便向上 面倒な手続き が簡単に

申請時に必要な課税証明書等の資料の添付を省略できるなど、国民の負担が軽減されます。また、自分の保険料等の納付状況確認や、行政からのサービス情報をインターネットで個人の専用ページから取得できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

行政機関等が、国民の所得や他の行政サービスの受給状況などを把握しやすくなり、不正受給などを防止できるとともに、サービスが必要な方に、きめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバー制度の
お問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

検索

全国共通ナビダイヤル【受付時間】平日9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平成27年10月から、国民一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 市区町村から、住民票に登録された住所に通知カードが送付されます。
- 通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を指定発行機関に郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

法律で定めた事務以外で

マイナンバーの収集・提供はできません。

- 個人情報やプライバシーを保護するため、マイナンバーを利用できる事務の範囲や、マイナンバーの収集・提供・保管などの行為は、法律で厳しく制限されます。
- 関係機関では、情報システム制御や事務の運用規程など、様々な安全対策が講じられます。
- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰される場合があります。

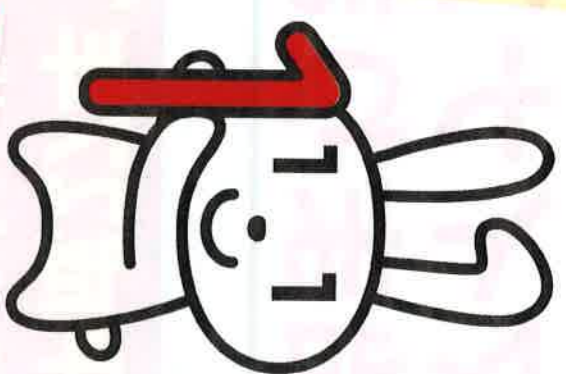
平成28年1月から、

マイナンバーの利用が始まります。

- 年金、雇用保険、医療保険などの各手続き、確定申告など税の手続から、順次マイナンバーの利用が始まります。
- 民間の事業所も、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた事務に限り、マイナンバーを取り扱いますので、従業員の方は勤務先でもマイナンバーの提示が求められます。

個人情報保護するため 様々な安全対策がとられます。

- 国の専門委員会がマイナンバーの適正な利用等を監視・監督します。
- 行政機関等が事前にマイナンバーを利用する事務を評価する制度が導入され、外部第三者による点検も実施されます。（※鳥取市では外部委員による評価審査会を新設しています。）
- 情報システムを利用する職員の制限や、行政機関等間で連携する個人情報データの暗号化などが図られます。



民間の事業所でも マイナンバー対応が 必要です。

- 各事業所では、源泉徴収などの税手続きや、健康保険、雇用保険などの事務で、関係書類にマイナンバーの記載が必要になります。
- このため、従業員やその家族のマイナンバーを収集して管理するなど、次の対応が必要になります。
 - ①従業員や家族のマイナンバーの適切な収集と管理。
 - ②給与システムなどの改修。
 - ③法律に基づく個人情報等の安全管理対策。
 - ④事務処理規程などの見直しや整備。

マイナンバー制度では次の二つのカードのいずれかを所持いただきます。



表面

個人番号カードのイメージ

裏面

通知カード

個人番号	〇〇〇・・・・〇〇〇
氏名	番号花子
住所	△県〇市〇町 1-1-1
生	平成〇年□月△日生
性	性別
別	女
発行	平成〇〇年〇月〇日
	〇市長

通知カードのイメージ

通知カード

マイナンバー通知の際に世帯ごとに世帯員全員に送付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示に使用します。（手続きの際には、本人確認のため身分証明書類も同時に必要です。）

個人番号カード

希望者で申請いただいた方に交付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示と本人確認などに使用します。交付時に、住基カード、通知カードは返納いただけます。

マイナンバーは一生使うものです。 大切に保管してください。

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式 twitter https://twitter.com/mynumber_pr

facebook

鳥取市の魅力や、みなさんとコミュニケーションを図るため、情報発信を行っています。



鳥取市長



鳥取いいね



とっとり知らせ隊



【編集・発行】

鳥取市企画推進部

秘書課広報室

TEL：0857-20-3132

FAX：0857-20-3056

メール：kouhou@city.tottori.lg.jp

とっとり! 鳥取市

すごい!鳥取市

検索



平成27年度 鳥取市過疎地域・中山間地域人材養成事業

とっとりふるさと元気塾 地域別出前養成講座

くにふさ
河原町国英地区での出前養成講座の開催案内

くにふさ
「国英地域の宝を発見し活かす」

開催日 / 平成27年

参加者募集中!
(参加費無料)

7月31日(金)

19:00 ~ 20:30 (受付 18:30 ~)



みこいわ
御子岩のしめ縄飾り

くにふさ
会場 / 河原町 国英地区公民館

〒680-1211 鳥取市河原町山手 459-1

とっとりふるさと元気塾の塾生の皆様及び
集落・地域で活動されている皆様へ
地域別出前養成講座の開催をご案内いたします。
開催地域は河原町国英地区です。
国英地区は霊石山を地域のシンボルとして
御子岩のしめ縄飾りや郷原の伝説「離縁石」等
貴重な歴史文化を今に伝えている地域です。
また、三谷のしだれ桜や鳥取市の指定文化財に
なった樹齢約480年の国英神社の大イチョウ
をはじめ豊かな自然と風土に守られた地域です。
国英地域の宝物である地域資源を再発見し
それらを活用するためにどうすればよいのか
地域の住民の皆さんと一緒に考え学びます。
ぜひご参加いただきますよう
ご案内申し上げます。

主催：鳥取市

※平成27年度 鳥取市過疎地域・中山間地域人材
養成事業「とっとりふるさと元気塾」は、合同
会社コミュニティデザイン工房が鳥取市よ
り事業を受託しています。

※写真は国英地区公民館のホームページのものです。



1. 河原町国英地区 出前養成講座の開催スケジュール

① 19:00～ 開会

とっとりふるさと元気塾の今年度の事業説明

② 19:10～ 参加型ワークショップの実施（元気塾の講師により進行します）

テーマ「国英地域の宝を発見し活かす」

- ・地域の資源、地域の宝物を再発見する
- ・地域の資源、地域の宝物を活かし活性化に結びつける

③ 20:15～ 話し合った内容の発表、講評、意見交換

④ 20:30～ 閉会



郷原の伝説「離縁石」

「国英の名称の由来」

国英神社の社号によって国英村（明治22年役場を山手に置く）とする。神社は古くより神功皇后、応神天皇、武内宿弥を祭神といただく。貞観18年国司在原行平のとき、山城男山より観請。天生9年豊臣秀吉来攻の折、本社殿焼失するも神主横山図書が社体を守護、のち現在地に遷し社号を八幡宮と称す。幾多の変遷を経て、明治元年に保食神を合祭して国英神社と改称したものである。

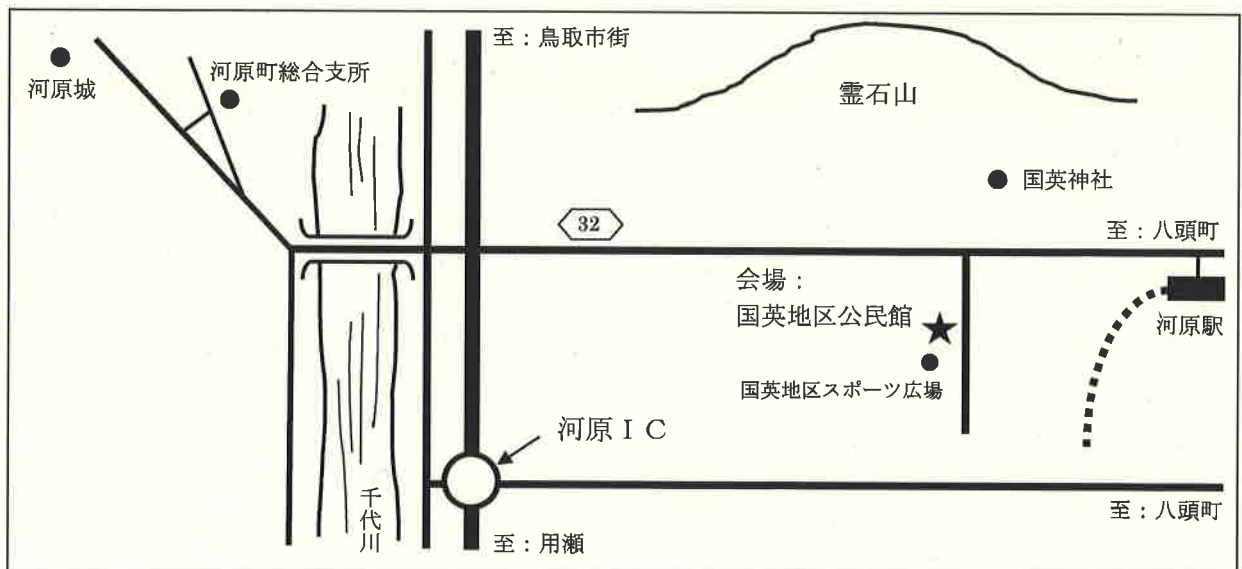
隣村に国中の地名が残り、このあたりが国の中心（英は花の房の意で、中華の意味か）を表していると推測される。

（※国英地区公民館のホームページによる）



国英神社の大イチョウ

2. 会場MAP



「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」についての 市民政策コメント結果（まとめ）

平成27年5月20日（水）から6月15日（月）までの期間で、「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」に関する意見募集を実施しました。防災や市民サービスなど新本庁舎の機能、建設計画、建設費、財源など、多岐にわたり様々なご意見をいただきました。お寄せいただいた意見の概要及び市の考え方は、別紙のとおりです。

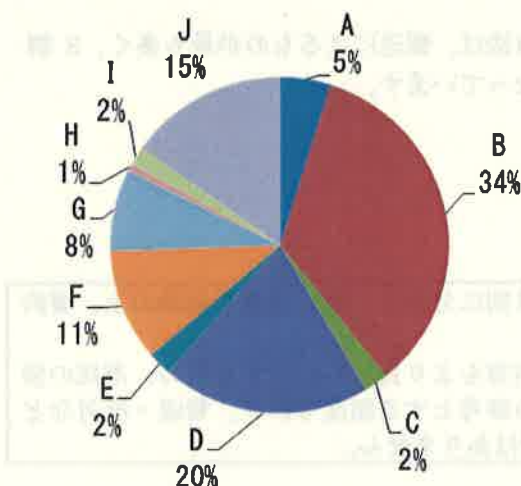
なお、新本庁舎の機能に関していただいた具体的なお意見については、設計時に引き続き検討していきます。

実施期間：平成27年5月20日（水）～6月15日（月）午後5時まで

提出件数：193人（521件）

1 意見の分類

分類		件数
新本庁舎の機能	A 総合防災拠点として安全性・信頼性の高い庁舎を実現します！ …防災機能（25件）	25
	B 市民サービスの向上を実現します！ …窓口機能（81件）、ユニバーサルデザイン（42件）、駐車場等（56件）	179
	C 市民に開かれた、効率的、効果的な市政運営を進めます！ …議会機能（7件）、事務空間（4件）、情報化・セキュリティ（1件）	12
	D 市民交流、まちづくりに寄与します！ …市民交流機能（85件）、外部空間（19件）	104
	E 長期的な視点に立ち、費用を抑制します！ …庁舎維持・運用管理（2件）、環境配慮（10件）	12
F 建設計画（56件）	56	
G 建設費・財源（41件）	41	
H 事業手法（4件）	4	
I スケジュール（9件）	9	
J その他 …進め方（29件）、まちづくり（33件）、中核市への移行・保健所（17件）	79	



◆分類の割合

多くの意見が寄せられた分類は上位から、B市民サービスが約34%、D市民交流等が約20%、Jその他が約15%、F建設計画が約11%、G建設費・財源が約8%となっています。

新本庁舎の機能に関する意見（A～E、332件）が全体の6割強を占めており、中でも、市民交流機能（85件）、窓口機能（81件）、駐車場等（56件）、ユニバーサルデザイン（42件）について、多くの意見が寄せられました。

◆分類別の主な意見（意見の多かった分類、上位5つについて記載）

B 市民サービスの向上を実現します！

- ・窓口機能（81件）
窓口の一本化、相談スペースや待合スペースの充実、プライバシーへの配慮、わかりやすい案内、休日・夜間の窓口対応、職員の丁寧な対応 など
- ・ユニバーサルデザイン（42件）
多目的トイレ、キッズスペース、高齢者、障がい者への配慮 など
- ・駐車場等（56件）
十分な駐車スペースの確保、屋根付きの駐車場 など

D 市民交流、まちづくりに寄与します！

- ・市民交流機能（85件）
市民が利用できる多目的スペース、喫茶店・食堂などの飲食スペース など
- ・外部空間（19件）
鳥取らしい外観 など

J その他

- ・進め方（29件）
事業の進め方（賛否の意見含む）、市民への説明 など
- ・まちづくり（33件）
周辺の活性化、交通アクセスへの配慮、現本庁舎の敷地の活用 など
- ・中核市への移行・保健所（17件）
中核市への移行の是非、保健所の設置場所 など

F 建設計画（56件）

分散する機能の統合、既存施設の活用 など

G 建設費、財源（41件）

建設費用の抑制、合併特例債活用の是非、テナント収入の検討、ライフサイクルコストの抑制 など

2 意見の提出方法

提出方法	人数
郵送	167
ファクシミリ	5
電子メール	12
持参	9

提出方法は、郵送によるものが最も多く、8割以上となっています。

※別紙のお寄せいただいたご意見は、提出順に項目別に分類し、個人情報削除の上、要約して取りまとめています。

※市民政策コメントは、政策の施策案や条例案の内容をより良いものにするため、市民の皆さんから意見等を募集し、意思決定を行うための参考とする制度であり、賛成・反対など各意見の多寡で意思決定の方向を判断するものではありません。



意見募集中
H27.6.15まで

みんなで作る とっとり市庁舎の考え方 概要版

市民ワークショップの様子

はじめに

昨年12月、市役所本庁舎の位置を旧市立病院跡地に定める条例が、鳥取市議会において可決されました。これにより、事業の方向性が定まったことを受け、現在、新本庁舎の建設に向けた取り組みを進めています。市役所本庁舎は、市民サービスはもとより、防災、まちづくりの拠点であり、市民が親しみとぬくもりを感じる場である、将来の鳥取市の発展を支える市民共有の資産です。

本市は、平成30年4月の中核市移行をめざした取り組みを進めているところであり、鳥取市のみにとどまらず、山陰東部圏域の発展のために必要となる機能や役割なども考えていかなければなりません。

この「みんなで作るとっとり市庁舎の考え方」は、

鳥取市のめざす新本庁舎のあり方について、広く市民のみなさんから寄せられるアイデア、市民ワークショップでの話し合い、新庁舎建設委員会の専門的見地からのご意見などを踏まえ、一つのたたき台としてまとめたいと思います。

費用の抑制に最大限努めるとともに、市民のみなさんから寄せられるご意見を踏まえた計画内容としてまとめたいと思います。

平成31年度の完成に向け、今後も引き続き、「市役所本庁舎は市民のものである」という原点に立ち、市民の安全、安心な暮らしを支える拠点となるよう、市民のみなさんからご意見をいただきながら取り組みを進めていきます。

鳥取市長 深澤 義彦

新本庁舎の規模

新本庁舎に配置する職員数を約880人とし、国の基準なども参考にして検討します。他都市と比較し事務面積を5%以上削減するなどにより、約23,000平方メートルと想定していますが、さらなる縮減に努めます。

将来にわたる新本庁舎の有効活用

人口減少、地方制度改革など社会情勢の変化に伴う業務量や職員数の変動により、将来的に新本庁舎に余剰空間または面積不足が生じる可能性があります。余剰空間ができた場合は、市民が有効活用できるようにする、更新が必要な他の公共施設の機能を集約し、費用を抑制するなど、フレキシビリティ（可変性や柔軟性）の高い建物を計画し、長期にわたって有効活用していきます。

鳥取市の財政状況

財政の健全性の維持向上のため、平成16年の市町村合併以降、さまざまな行財政改革を進めています。その結果、計画を上回る規模で市債（借金）残高は減少し、基金（貯金）残高は増えています。

また、合併から10年経過すると段階的に縮減される予定であった地方交付税が、当初予定額の3割で済むことが決まりました。この縮減には、基金をつかうことなく対応できる見通しです。

さらに、新本庁舎建設で合併特例債を活用し、借入れを行っても、毎年の公債費（返済額）は年々減少していき、他の市民サービスへの影響はありません。

これらに加え、本市は、近年、企業誘致や結婚・妊娠・出産・子育て支援などを拡充し、その成果も徐々に上がってきており、財政運営は今後も健全性が保てる状況にあります。

公債費の推移

H17	H27	H37 見込
約121.8億円	約84.7億円	約57.5億円

※借入に対する元利償還金（庁舎建設を含めた一般会計全体。臨時財政対策債を除く。）

スケジュール

	H27	H28	H29	H30	H31
基本計画	●				
設計	■	■	■		
工事			■	■	■

※合併特例債の活用期限は平成31年度末まで

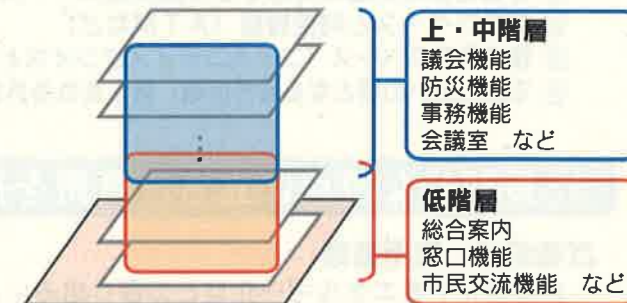
【問い合わせ先】

鳥取市総務部庁舎整備局

鳥取市尚徳町116 市役所本庁舎3階
電話 0857-20-3012
ファクシミリ 0857-20-3029
電子メール choshaseibi@city.tottori.lg.jp

機能配置のイメージ

新本庁舎の各階の利用方法は、おおむね次のとおりとし、建物階数や具体的な機能配置は設計時に検討します。市民利用の多い窓口は、みなさんの利便性を考えて、低階階に配置します。併せて市民交流機能も配置し、積極的に利用いただくことを考えています。



事業費、財源

事業費は、他都市の建設事例を参考に、近年の資材単価や労務単価の高騰などを見込み、想定しています。

概算事業費の考え方	
設計・監理費	約3.2億円
建設工事費（建設単価：40.5万円/m ² ）	約93.2億円
その他経費（調査、引越など）	約2.0億円

※建設単価は今後も変動する可能性があることから設計時に精査することとします。

財源の考え方

合併特例債（借入金、30年返済）	約90.9億円
基金（公共施設等整備基金）	約7.5億円

財源は、合併した市町村のみが活用でき、返済時に地方交付税として国から7割の支援がある合併特例債を充てます。借入金約90.9億円のうち、実質的に返済すべき額は約31億円となり、毎年の返済額は1億円程度に抑えることができます。これは、庁舎整備のために計画的に積立ててきた基金（約45.5億円）でまかなうことができますが、さらに、市の負担の抑制に努めます。

みんなで作る とっとり市庁舎の考え方 市民政策コメントを募集しています！

資料公開 考え方の全文は、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所の窓口、各地区公民館、本市公式ホームページなどでご覧いただくことができます。

公開期間 5月20日（水）から6月15日（月）まで
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで問合せ先まで。

提出期限 6月15日（月）17時まで

④ 市民交流、まちづくりに寄与します！

市民交流機能、外部空間

協働のまちづくりを促し、多様な交流を育むために、市民交流機能を充実させます。

- ① さまざまな活動に対応する市民交流スペース
- ② 飲食スペースと利便施設（ATMなど）
- ③ 情報発信スペース（コミュニティスタジオなど）
- ④ 市民の憩いの場となる屋外広場、親しまれる外観



▲写真：青梅市 市民交流スペース

▲写真：立川市 庁舎周辺の緑化

⑤ 長期的な視点に立ち、費用を抑制します！

庁舎維持、運用管理

長寿命化や省エネルギー化などの取り組みにより、ライフサイクルコスト（維持管理費などを含めた建物の生涯経費）の低減を図ります。

環境配慮

自然エネルギーの活用、エネルギーの有効利用、エネルギー負荷の低減など、環境との共生が図れる庁舎とします。



▲写真：出雲市 太陽光発電

▲写真：立川市 高強度の構造

- 日本一と言われるような防災庁舎を
- 鳥取市を象徴し、愛着の持てるデザイン
- 市民が利用できる食堂の設置を
- 市民が憩える多目的スペースを
- 市のPRスペースをつくり、イベントや行事をアピール
- 平面であるなど、使いやすい駐車場
- IT（情報技術）化に対応した庁舎
- 省エネ、自然エネルギー採用で環境に優しく
- 高齢者、障がい者まで使いやすい庁舎 など

いただいた
ご意見の一部
を紹介します



※みなさんからお寄せいただいたご意見やアイデア、市民ワークショップの話し合いの結果は、市公式ホームページなどでご覧いただくことができます。

平成 25 年 11 月の鳥取市庁舎整備全体構想（素案）策定以降の経過

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
建設単価 34.1 万円/m ²	●資材や労務単価の増加（約18%増加） ●消費税率の増加（5%→10%へ増加）			建設単価 40.5 万円/m ²	
H25.11 素案作成	H26.5 地方自治法の改正 中核市への移行をめざす	H27.4 駅南庁舎(6,100m ²)は市保健所、 保健センター、子育て支援の総合拠点 として活用する方針（右ページ参照）			H30.4 中核市へ の移行

全体構想（素案） 庁舎面積：23,500m²

庁舎名	職員数	用途
新本庁舎 17,400m ²	約610人	本庁機能を配置 (4庁舎→2庁舎)
駅南庁舎 6,100m ²	約250人	

※4庁舎：現在の本庁舎・第2庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館
※各総合支所・環境下水道部庁舎は、現在の用途で使用

中核市への移行（職員数の増加・市保健所の設置など）を見据えた市庁舎の考え方

庁舎名	職員数	用途
新本庁舎 23,000m ²	約880人	本庁機能を配置 (4庁舎→1庁舎)

※駅南庁舎に配置予定だった本庁機能は新本庁舎へ集約
※各総合支所・環境下水道部庁舎は、現在の用途で使用

市庁舎のめざす姿の実現、全体構想（素案）策定以降の経過を踏まえ、次のページのように考えました。

鳥取市新本庁舎のめざす姿

① 総合防災拠点として安全性・信頼性の高い庁舎を実現します！

防災機能

鳥取市の総合防災拠点施設として、迅速かつ確実に対応できる機能等を備えた庁舎とします。

- ① 災害に強い構造
- ② 継続的な活動を支える設備
- ③ 常設の災害対策本部会議室
- ④ 備蓄倉庫・備蓄スペース
- ⑤ 災害時に多目的に活用できるスペース



▲写真：長岡市 災害対策本部会議室

▼写真：千代田区 多目的スペース

② 市民サービスの向上を実現します！

窓口機能、ユニバーサルデザイン、駐車場等

市民の満足度向上のため、便利で分かりやすいことを第一とします。

- ① 総合窓口（ワンストップサービス）の実現
- ② プライバシーに配慮した相談室・相談スペース
- ③ 誰もが使いやすい庁舎、わかりやすい案内表示
- ④ 利用しやすい来庁者用駐車場（約200台）

※ユニバーサルデザイン：すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていくという考え方。



▲写真：松山市 窓口スペース、案内表示

▼写真：千代田区 相談スペース

③ 市民に開かれた、効率的、効果的な市政運営を進めます！

議会機能

市民に開かれ、議会機能が十分発揮される議会関連諸室とします。

事務空間

機能的で効率的な行政運営を実現する事務空間とします。

情報化、セキュリティ

今後更新される情報化にも対応できる柔軟性の高い計画とします。



▲写真：長岡市 議場

▼写真：青梅市 事務空間

平成 30 年 4 月 鳥取市は「中核市」へ移行

鳥取市は、中核市への移行を目指し、現在、移行に向けた準備を進めています。中核市になると、保健所をはじめとする保健衛生、福祉、環境保全や都市計画、教育、文化の各分野で、県が担っている多くの事務や権限の移譲を受けます。このことにより、市は、特色あるまちづくりを進めることができ、市民サービスも向上します。

駅南庁舎は、保健・医療・環境衛生・子育て支援の総合拠点に

- ◆ 中核市になると新たに市の保健所を設置する必要があります。新たな保健所は、有識者の検討委員会の提言などを踏まえ、駅南庁舎（事務面積部分：約6,100平方メートル）を活用して整備します。
- ◆ 駅南庁舎は、保健所のほか、保健センターや子育て支援機能を配置し、保健医療、環境衛生、子育て支援の総合拠点として整備します。（駅南庁舎に配置予定だった本庁機能は、新本庁舎へ集約します。）

◆ 周辺のさざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館とともに、福祉関連施設が集積する福祉保健ゾーンとして、機能の充実を図ります。

